平成１８年１１月１日
市 民 部 長 決 定

東加古川市民総合サービスプラザの設置及び管理運営に関する要綱

（設置）
第１条　市民の利便を図り、地域の活性化に寄与するため、東加古川市民総合サービスプラザ（以下「サービスプラザ」という。）を設置する。

（位置）
第２条　サービスプラザの位置は、次のとおりとする。
加古川市平岡町新在家６１５番地の１　イオン加古川店内

（業務時間）
第３条　サービスプラザの業務時間は、午前９時から午後７時までとする。
２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、業務時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

（休業日）
第４条　サービスプラザの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。
（１） 毎月第１、第３、第５日曜日及び奇数月の第２土曜日
（２） 住民情報システムのメンテナンス日
（３） 地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）のシステムメンテナンス日
（４） １２月２９日から翌年の１月３日まで
（５）イオン加古川店の休業日

（職員）
第５条　サービスプラザに必要な職員を置く。

（補則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、平成１８年１１月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２８年５月２０日から施行する。
附則
この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。